

欠席届受理基準

事例	範囲	添付書類
病気(学校感染症を含む) または負傷	疾病により登校が不可能な状況、または感染性があるもの 期間は、1回の通院(領収書または診断書1枚)に対し通院した日から起算して3日間、ただしインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は7日間 ※診断書に療養期間が明記されている場合はそちらの期間を優先する	医師の診断書または医療機関の領収書(診察日が記載されているもの。いずれもコピー可) なお、必要に応じて領収書以外に病名等が確認できるものを求める場合がある。 ※ただし、通院した日を含め4日以上自宅療養が必要な場合は、医師の診断書(コピー可)
忌引	2親等以内の親族の葬儀(本人および配偶者から2世代を隔てた関係にある親族。祖父母・兄弟姉妹・孫など) 死亡日を含め5日以内	会葬礼状または死亡証明書(コピー可)
就職活動	筆記試験、面接試験(直接採用選考に係るもの)、および内定式等に参加・出席する場合 ※説明会参加による欠席については受理しない	就職活動先から送付された、試験等の日時・場所・氏名が分かる書類(メールの場合は、該当箇所を印刷したもの)
教育実習および教員免許状取得に関わる介護等の体験	実習または体験期間のみ	「教育実習」・「介護等の体験」については添付資料は不要 担当部署から、学部長宛に対象者を連絡します。
交通機関の支障	公共交通機関の運休または運転見合せ、著しい渋滞による	公共交通機関発行の証明書
裁判員選任時	該当期間(呼び出し)のみ	裁判所からの呼び出し状(写)
非常災害	風水害・火災・地震等	罹災証明書(コピー可)
その他	学部長が特に認めたもの	出席不能を証明できる書類

【留意事項】

- 欠席届の提出で、授業を出席したものとみなすことはできない。
- 「その他」に該当する場合、事前に寝屋川キャンパスでは教務課、枚方キャンパスでは各学部事務室(教務係)に相談すること。
- 欠席した日から2週間以内の提出であること。
欠席した日から2週間にあたる日が日曜日・祝日の場合は、その翌日までとする。
ただし、2週間以上通学できない場合は、その都度受付を判断する。
- 課外活動団体(クラブ等)が参加する行事などによる欠席については、寝屋川キャンパスでは学生課、枚方キャンパスでは枚方キャンパス事務室(学生係)に提出すること。
- 保健室の一時利用による欠席届の提出は受理しない。